日高村地域おこし協力隊設置要綱

（設置）

第１条 人口の減少や高齢化が進む本村において、地域外の人材を積極的に活用することにより、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、本村への定住及び定着を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成２１年３月３１日付総行応第３８号総務事務次官通知。)に基づき、日高村地域おこし協力隊(以下「地域おこし協力隊」という。)を設置する。

（定義）

第２条 この要綱において「地域力」とは、地域社会の問題について村民や各種団体をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、村内の各地域が抱える問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことをいう。

２ この要綱において「地域協力活動」とは、地域力の維持活性化に資する次の各号に掲げる活動をいう。

(１) 農林業の振興に係る支援

(２) 移住交流事業の支援

(３) トマトや生姜等の生産者との情報交換や地域資源（観光・特産品）の発掘、振興

(４) 環境保全活動

(５) 地域行事に係る支援

(６) 地域コミュニティ施設の利活用事業の研究及び実施

(７) 集落の維持活性化に係る活動

(８) 地域の情報発信に関する支援活動

(９) 任務終了後には、活動を通じて得た地域の課題や状況について、分析や解決策等の提言を行ない、村の発展に寄与する

(１０)その他地域力の維持、活性化及び地域おこしに関する活動に対し、特に村長が必要と認めた活動

（支援団体への事業の委託）

第３条　村長は、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の活動のための支援並びに地域協力活動の調整及び支援を行なうことができると認められる団体（以下「支援団体」という。）に本事業の業務の一部を委託できるものとする。

（地域おこし協力隊の活動）

第４条 地域おこし協力隊は、地域協力活動を行う。

（地域おこし協力隊員）

第５条 地域おこしの隊員は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、村長が委嘱する。

（１）地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条に規定する欠格条項に該当しない者

(２) 生活の拠点を三大都市圏をはじめとする都市地域等から日高村内の活動地区へ移し、住民票を異動させた者（日高村内において異動した者及び委嘱を受ける前に既に日高村内に定住又は定着している者を除く。）または他の地域で隊員として２年以上の経験があり、かつ、解嘱から１年以内の者

(３) 地域おこしに深い理解と熱意があり、かつ積極的に村になじみ活動する意志のある者

(４) 心身ともに正常な状態で誠実に職務が遂行できる者

(５) 普通自動車免許を有している者

（協力隊員の遵守事項 )

第６条　協力隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１) 居住地及び協力活動域における村民その他関係者と信頼保持に努めること。

(２) 任期中は、常に所在を明らかしておくこと。

(３) 協力活動時間外であっても、村内の行事、風習等情報収集に努めること。

(４) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。

(５) 身体の不調又は協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに村長に届け出ること。

（隊員の任用）

第７条　 隊員の任用期間は１年とし、最長３年まで延長することができるものとする。

２ 任用を延長する場合には、１年ごとに任用期間を延長することとする。

３ 村長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用を取り消すことができるものとする。

（活動に関する経費）

第８条　村長は、第４条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

（報酬）

第９条　隊員の報酬は、日高村非常勤の特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例によるものとする。

(１) 隊員の報酬は、月額２０８，０００円とする。

(２) 報酬の支給日は、毎月１２日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

(３) 村長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができる。

(４) 報酬の計算期間は、月の１日から末日までとし、第２号に定める報酬の支給日にその全額を支給する。

（活動の時間）

第１０条　隊員の活動時間は、1日あたり７時間３０分を基本とする。この場合

において、標準的な勤務時間帯は、午前８時３０分から午後５時００分までと

し、休憩時間を正午から午後１時までとする。

２ 前項の勤務時間帯については、職務内容により、７時間３０分を超えない範囲で変更できるものとする。

３ 隊員の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

４ 有給休暇は、年次有給休暇及び任命権者が特に必要と認める場合その都度必要と認められる期間とする。

５ 年次有給休暇は、４月１日を基準日とし、一の年ごとに１０日とする。

６ 年次有給休暇は、１日を単位として与える。ただし、必要があると認める場合は１時間を単位とすることができる。

７ 第7条の１の規定により、任用を延長した場合において、年次有給休暇は、その残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を、次の1年間に繰り越すことができる。

８ 繰り越された年次有給休暇がある者から年次有給休暇の請求があった場合は、繰り越された年次有給休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

（秘密を守る義務）

第１１条　隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後も、また、同様とする。

（村の役割）

第１２条　村は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

(１) 地域おこし協力隊の事業計画の作成への協力

(２) 地域協力活動に関するコーディネート

(３) 調整及び住民への周知

(４) 地域協力活動終了後の定住支援

(５) その他地域おこし協力隊の円滑な活動に必要なこと

（庶務）

第１３条　隊員に関する庶務は、企画課において処理する。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則　この要綱は、平成２７年１１月１７日から施行する。

附 則　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則　この要綱は、平成２９年８月１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。